

## 豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、がんになっても自分らしく生きることができる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立及び補整具等の購入に伴う経済的負担の軽減を図るため、がん治療を行う者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、アピアランスケア用品購入を行う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊川市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形又は顔面（眼、耳等）や手指等の欠損に対する補整具を購入していること
- (4) 他の制度、又は過去に本事業及び県内市町村から、同種の補整具購入費用の補助を受けていないこと

### (補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、下表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、第2条に定める対象者1人につき、補整具の種類ごとに1回とする。

補助対象経費	補助金の額
医療用ウィッグの購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とする。）
補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とする。）

<p>エピテーゼの購入費（外見の変化を補う人工の装具。ただし、人工乳房を除く。）</p>	<p>補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とする。）</p>
--	---

（申請者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び補助金の受領を行う者は、原則として補助対象者とし、補助対象者がやむを得ない理由で自らが申請を行うことができない場合に限り、他の者へ申請を委任することができるものとする。ただし、補助対象者が未成年にあっては、申請者はその保護者とする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者が申請する場合

ア がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形又は顔面（眼、耳等）や手指等の欠損を証明する書類の写し

イ 補整具の購入したこと及び購入金額の詳細が分かる書類（領収書等）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助対象者以外の者が申請する場合

ア 前号に掲げる書類

イ 委任状

2 申請書の提出期限は、補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。ただし、エピテーゼは令和8年4月1日以降に購入したものに限り、

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めたときは、豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、

申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

4 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付不承認通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第7条 補助額に1円未満の端数が生じるときは、別に定めない限り、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助の内容の変更）

第8条 申請者は、補助内容を変更しようとするときは、速やか（既に交付決定通知を受け取っている場合は、第6条第2項の規定による通知を受け取った日から起算して14日を経過する日まで）に、豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やか（既に交付決定通知を受け取っている場合は、第6条第2項の規定による通知を受け取った日から起算して14日を経過する日まで）に、豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第6条に規定する交付決定通知書により通知した場合、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金を受給する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を補助以外の目的及び用途に使用したとき

(3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき

(4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金を受給する者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。